

障害福祉サービスの提供

自立支援局 (指定障害者支援施設)

障害者総合支援法に基づき、指定障害者支援施設として主に身体に障害のある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、以下のような障害福祉サービスを実施しています。

■基本理念

- ① 私たちは、利用者の基本的人権を尊重します。
- ② 私たちは、利用者の自立と主体性を尊重したサービスを提供します。
- ③ 私たちは、利用者が社会の一員として、あらゆる活動に参加できるよう支援します。

■事業内容

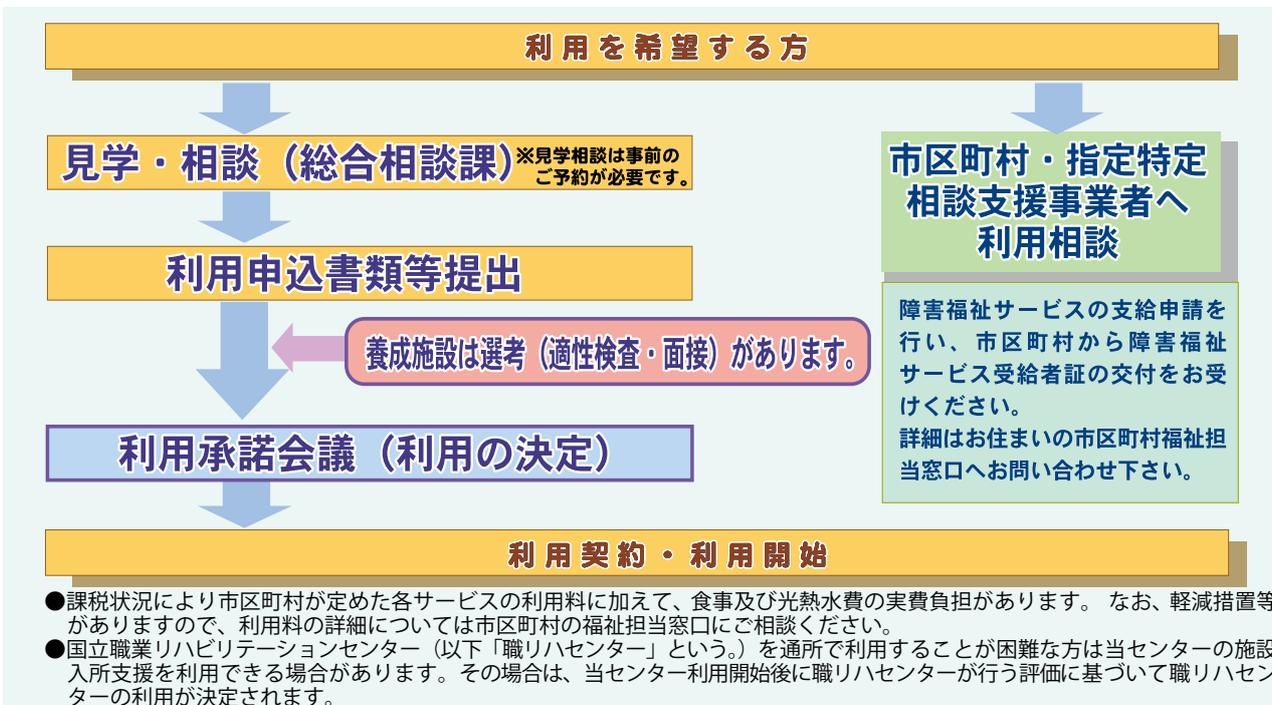
サービスの種類	対象者 ※ 1	定員	利用期間
昼間実施サービス	自立訓練（機能訓練）	110名	18か月以内 (頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある方は最長3年間)
	主に視覚に障害のある方 主に頸髄損傷による重度の肢体不自由の方		
	自立訓練（生活訓練）※ 2	30名	24か月以内
	就労移行支援 ※ 3	主に身体障害のある方 高次脳機能障害のある方 発達障害のある方	100名
就労移行支援（養成施設）	視覚障害のある方	168名	3年又は5年
施設入所支援	昼間実施サービスを利用し、通所が困難な方	410名	昼間実施サービス提供期間内

※ 1 サービスをご利用いただくためには、市区町村から障害福祉サービス受給者証の交付を受ける必要があります。

※ 2 自立訓練（生活訓練）の終了後、所沢市内で単身生活になる方等を対象に、「自立生活援助」サービスを提供しています。

※ 3 就労移行支援を経て就職（復職を含む）し、さらに6か月の後支援を受けた方を対象に、「就労定着支援」サービスを提供しています。

■利用開始までの手続（標準例）

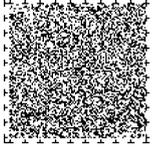


ご利用に関するお問い合わせ・見学予約先

自立支援局 総合相談課

TEL 04-2995-3100 (内線2211~2215)
FAX 04-2992-4525 (総合相談課直通)
E-mail rehab-soudan@mhlw.go.jp

※自立支援局では、新型コロナウイルス感染防止策を講じる以前の写真も含まれています。



自立訓練（機能訓練）・視覚

主に視覚に障害のある方を対象に、持てる力を最大限に活かし、地域や家庭、職場、学校などでより充実した生活を送ることができるよう訓練等を通じて支援します。



歩行訓練

屋内外を安全かつ効率的に移動することができるよう、介助の受け方、様々な場面に応じた「白杖」の使い方、諸感覚をバランスよく活用する方法などを身につけます。



コミュニケーション訓練

情報収集や学習の手段として活用できるよう、点字の知識や触読の方法、パソコンなどの各種電子機器の操作方法を身につけます。



日常生活訓練

身の回りのことや調理などを円滑に行うための訓練のほか、スマートフォンや録音再生機器の操作方法を身につけます。



視覚補助具の紹介

自分の目の見え方に対する理解を深めながら、様々な場面で効率的に目を使う方法や有効な補助具の使い方を学びます。

自立訓練（機能訓練）・肢体

主に頸髄損傷による四肢麻痺の方を対象に、持てる力を最大限に活かし、地域や家庭、職場、学校などでより充実した生活を送れるよう支援します。



機能訓練

理学療法、作業療法、スポーツ訓練を通して残存機能に応じた生活動作の獲得や体力全般の向上等を図り、自立を支援します。



職能訓練 社会的支援

職能訓練では、パソコンの基本操作や知識を習得するとともに、QOL向上のための支援を行います。社会的支援では、進路相談や地域支援サービスの調整等を行います。



健康管理

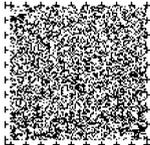
日々の生活や訓練が円滑に行えるよう、医師・看護師・介護員により、健康管理に必要な支援を行います。



自動車訓練

行動範囲の拡大や通勤手段等の獲得を図るため、運転技術の習熟や運転免許取得などを支援します。

障害福祉サービスの提供



自立訓練（生活訓練）

主に高次脳機能障害のある方が、日常生活や社会生活に必要な手段を理解し生活能力を高められるよう個々の状況に応じて訓練し、地域や家庭、職場等でより充実した生活を送れるよう支援します。



スケジュール管理

予定表や携帯電話等を活用し、スケジュールに沿った活動ができるよう支援します。



社会生活技能の向上

公共交通機関の利用、買物など社会生活に必要な技能や対人関係のルール、状況判断、対処方法を身に付けられるよう支援します。



生活管理能力の向上

服薬管理、調理、掃除など日常生活に必要な活動を行えるよう支援します。



作業能力の向上

様々な訓練を通じて、得意な作業を活かし、苦手な作業を補うための環境等を整え、作業力を身に付けられるよう支援します。

就労移行支援

就労が見込まれる主に身体に障害のある方、高次脳機能障害のある方、発達障害のある方に、職業準備訓練、技能習得訓練、職場体験訓練、職場実習や就職活動に関する支援をしています。



技能習得・職場体験訓練（作業系・サービス系）

就労に必要な技術の習得（クリーニング、簡易作業など）、作業耐性の向上、基本的労働習慣を身に付ける支援をしています。



就職活動支援

就職活動に向けて、応募書類（履歴書等）の作成、模擬面接、職場体験実習、就職面接会への参加などの就職活動支援を行い、就労支援機関と連携し就労マッチング支援をしています。



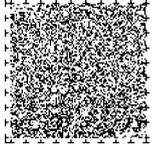
技能習得・職場体験訓練（事務系）

伝票チェック、データエントリー、ワープロや表計算ソフトの活用、簿記など一般事務の就労に必要な支援をしています。



職場体験訓練

様々な模擬的な作業体験をすることにより、利用者自身の適性にあった職業選択に役立てるとともに、基本的労働習慣を身に付ける支援をしています。



就労移行支援（養成施設）

視覚に障害のある方が「あん摩マッサージ指圧師」「はり師」「きゅう師」の国家資格を取得して、就労するための支援をします。



授業

パソコン、拡大読書器、録音・再生機器などを活用しながら、人体の生理、病理、経穴(ツボ)など、東洋医学に必要な知識を、幅広く学べます。



模型の触察

解剖学では、講義だけでなく、人体諸器官の位置、形態、構造を、様々な人体模型に触れながら学習できます。



実技実習

あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅうの技術を、少人数学習で丁寧に反復して身につけ、生涯にわたる揺るぎない技能を高めていきます。



臨床実習

卒業年次には、授業の一環で地域の協力者に施術をします。臨床での研鑽を積み、高齢者施設、企業、病院、開業などでの就労に備えます。

施設入所支援

通所での昼間実施サービスを受けることが困難な方には、施設入所支援サービス（宿舎利用）を提供します。



宿舎利用

通所での昼間実施サービスを受けることが困難な方は、宿舎を利用できます。障害の特性に合わせた浴室やトイレなどの設備があります。



健康相談

日中の時間帯に看護師による健康相談を行っています。



生活相談

宿舎生活を円滑に送ることが出来るように、生活に関する相談と支援をしています。



食事の提供

季節の食材を使った食事を提供しています。また、食事のコントロールが必要な方には医師や栄養士と相談の上で、適切なメニューを作成して提供しています。

※通所の方は訓練実施日の昼食を提供します。また、発達障害の方は通所利用のみです。